

ダム周辺整備負担合意

大阪・京都・滋賀

「大戸川」撤退に道筋

国が建設を凍結した淀川水系の大戸川ダム（大津市）



で、大阪、京都、滋賀の3府県は8日、対立していた周辺整備事業費の負担について大筋合意に達した。大阪、京都両府が2006年度から支払いを中止していた負担額の一部、9億3千万円を滋賀県に支払う内容で、地方主導でダム中止・凍結後の「撤退ルー

ル」に道筋をつけた。今後はダムに代わる治水策が論議の焦点となる。3府県と三重県の4知事は08年11月、淀川水系の河川整備計画案をめぐり、大戸川ダムは不要とする意見を公表。ダム周辺の生活再建や地域振興について「助け合って責任

を果たす」との合意を交わした。国土交通省は、09年春に発表した同計画で同ダムの建設を当面凍結し、国が進める代替道路事業などは継続する方針を示した。一方、滋賀県と大津、甲賀両市が先行着手していた水没予定地の付け替え道路や下水道など地方負担による周辺整備事業費については、地元・滋賀側と、大阪、京都両府がダム凍結後の負担をめぐり対立していた。

ダムの下流にあたる両府は当初、治水・利水面での恩恵を得る見返りとして、周辺整備事業費200億円のうち、30億8千万円分の支出を約束。01～05年度には、うち16億9千万円を支出した。しかし、ダム凍結論が浮上した06年度以降は支払いに応じず、滋賀県が両府の分も負担してきた。今回の合意では両府が残る負担金13億9千万円の一部、9億3千万円の支出を了承。このうち大阪府は5億9千万円、京都府は3億4千万円を滋賀県に支払う。（高久潤）